

## 岩倉市友好交流宿泊助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市民が福井県大野市の歴史及び文化並びに豊かな自然と触れ合い、健康の増進及び余暇活動の充実を図るために実施する友好交流宿泊助成事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (助成)

第2条 岩倉市に住所を有する小学生以上の者が、福井県大野市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設及び同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の住宅をいう。以下「対象施設」という。）に宿泊した場合、別表に定める料金（その額が現に支払った宿泊料金を超える場合は、当該現に支払った宿泊料金）を助成するものとする。ただし、同一の世帯に属する者が同一の日において、1棟当たり又は1部屋当たりの宿泊料を定める対象施設を複数利用した場合の助成は、1棟分又は1部屋分を限度とする。

2 助成は、4月1日から翌年3月31日までの期間において、1人1回とする。

### (申請)

第3条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象施設に宿泊した日から6月以内に、岩倉市友好交流宿泊助成金交付申請書兼請求書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊証明書（様式第2）

(2) 領収書その他の宿泊料金を支払ったことを確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

### (助成金の交付)

第4条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、申請書を受理した日から30日以内に申請者に助成金を交付するものとする。

### (交付決定の取消し又は変更)

第5条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交付の決定を受けた場合は、助成金の交付の決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

### (助成金の返還)

第6条 前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、当該助成

金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩倉市友好交流宿泊助成事業実施要綱の規定に基づいて使用されている様式は、この要綱による改正後の岩倉市友好交流宿泊助成事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる

別表（第2条関係）

施 設		助 成 金 額
和泉前坂家族旅行村ログケビン		1棟 2,000円
九頭竜温泉 ホテル フレール和泉コテ ージ	食事付き	1人 3,000円
	食事なし	1棟 3,000円
上記以外の対象施設	1人当た りの宿泊 料を定め るもの	1人 3,000円
	1棟当た り又は1 部屋当た りの宿泊 料を定め るもの	1棟（部屋）3,000円

様式第 1 (第 3 条関係)

岩倉市友好交流宿泊助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

申請者 (請求者) 住 所  
代表者 氏 名  
電話番号

次のとおり宿泊しましたので、岩倉市友好交流宿泊助成事業実施要綱第 3 条の規定により請求します。

宿泊施設名	
請求金額	円
内訳	人 × 円 棟 (部屋) × 円

【振込先】

金 融 機 関 名	預金の種類	口 座 番 号	口 座 名 義 フ リ ガ ナ
銀行 本店			
信用金庫			
農 協 支店			

※申請者 (請求者) と口座名義人は、同一人物とすること。

※宿泊証明書及び領収書その他の宿泊料金を支払ったことを確認できる書類の写しを添付すること。

※この申請書は、宿泊した日から 6 月以内に提出すること。

# 宿 泊 証 明 書

下記のとおり、宿泊したことを証明します。

宿泊期間	年 月 日（ ） から 年 月 日（ ） まで		
	氏 名	年 齢	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
宿泊施設			

年 月 日

施 設 管 理 者

印